



# 高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

個人のログインID・パスワードは入学式でお渡しします。

入学時に加えて毎年7月にも手続きが必要です。

全員手続きが  
必要です!!



## オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続可能
- ✓ 個人番号確認書類の提出が不要です
- ✓ いつでも登録内容の確認ができます

オンライン申請はインターネット環境で行います。

スマホの場合  
QRコード



パソコンの場合  
URL

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



## 申請方法(動画(裏面詳細)参照)

①

(全員)  
ログイン

※入学式当日に配布する、個人のID・パスワードを入力し  
オンライン申請システム (e-shien) にログイン

②

(全員)  
意向登録

※高等学校等就学支援金の支給を希望するかしないかを選択  
申請しない場合も、必ず「ログイン」「意向登録」をしてください！  
(希望しない方はここまで)

③

(希望する方)  
受給資格認定申請  
生徒情報の確認

※高等学校等就学支援金の支給を希望する方は、続けて受給資格  
認定申請へ進み、学校で登録された生徒情報に変更がないか確認

④

受給資格認定申請  
保護者情報の入力

※審査の対象となる保護者等全員の氏名や生年月日等を入力

⑤

受給資格認定申請  
収入状況の登録

※審査に必要な保護者等全員の課税情報やマイナンバー情報を登録  
(登録方法は、裏面をご確認ください。)

⑥

申請情報の提出

※確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了

◇操作方法は動画(裏面詳細)や資料●「オンライン申請の手引き」をご確認ください。



# 申請方法（収入状況の登録パターン）

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。必ずいずれかの手続きをお願いします。

## I マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票を持っている場合

滋賀県教育委員会で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号を入力**します。

☆毎年7月の手続きは、原則意向確認登録のみとなります。

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道府県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

## II マイナンバーカードを持っていて、マイナポータルを利用する場合

※マイナンバーカードを市区町村で受け取った際に設定した4桁のパスワードが必要です!!

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。

- ★毎年7月にマイナポータルから課税情報等を取得していただく必要があります。
- ★マイナポータルのメンテナンス中（土日等）などには手続きできない場合があります。
- ☆マイナンバーが他人の目に触れることはありません。

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道府県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

## III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又は個人番号（マイナンバー）を学校に提出します。

**令和6年3月29日（金）までに**下記の膳所高等学校事務室までご連絡ください。

## 留意事項

- ✓ 保護者等全員の個人番号（マイナンバー）の入力が必要です！
  - ※配偶者控除を受けている保護者等についても入力が必要です。
  - ※ひとり親の場合以外は省略できません！
- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPでもご確認いただけます。
  - ・申請者向け利用マニュアル
  - ・よくあるFAQ
  - ・**オンライン申請の説明動画 (youtube)**
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、**令和6年3月29日（金）までに**必ず下記までご連絡ください。
- ✓ 問い合わせ先 滋賀県立膳所高等学校 事務室 電話：077-523-2304



高校生等への修学支援 検索